

「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対する意見

第8 債権の目的 4 法定利率（民法第404条関係） (3) 中間利息控除

<意見>

「損害賠償額の算定に当たって中間利息控除を行う場合には、それに用いる割合は、年5パーセントとする」という本文の考え方を支持します。

<理由>

- 賠償責任保険や傷害保険で死亡・後遺障害事故を実損てん補する保険商品の保険金支払い実務では、一律に法定利率5%のライプニッツ係数を用いて中間利息控除を行い、損害額を算定しています。
- 中間利息控除の割合は、本来的には不法行為の領域における賠償額算定の問題として検討されるべきであり、法定利率と連動するものではないと認識していますが、判例などを通じ法定利率を用いることが通例となっている現状をふまれば、今般の法改正において法定利率に係る規定のみを明記した場合、中間利息控除の割合に係る扱いが曖昧になるおそれがあると考えます。
- また、中間利息控除に用いられる割合を現行の5%から変更した場合、あるいは変動制に移行した場合、支払保険金の変動を生むことから、損害の予測可能性や被害者間の公平性の観点から問題なしとはいえないほか、損害額算定実務の見直しにおいて多大な負担が生じるおそれがあります。

第26 契約に関する基本原則等 4 信義則等の適用に当たっての考慮要素

<意見>

「このような規定を設けない」という（注）の考え方を支持します。

<理由>

- 信義則・権利濫用という一般法理の適用に際し、契約当事者間における情報力・交渉力の格差の存在を一つの考慮要素とすることについて異を唱えるものではありません。
- しかし、当該趣旨を明らかにするための規定とはいえ、「情報の質及び量並びに交渉力の格差がある」ケースが具体的に規定されない以上、実務的な有用性に疑問が残るばかりか、事業活動の委縮を招くおそれがあります。

第30 約款 2 約款の組入要件の内容

<意見①>

- 「契約の当事者がその契約に約款を用いることを合意し、かつ、その約款を準備した者によって、契約締結時まで、相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合には、約款は、その契約の内容となるものとする」という本文の考え方を支持します。

<理由①>

- “約款の拘束力の根拠は、究極的には当事者の意思に求めるべきである”との考えに異論はありません。また、損害保険契約をはじめ、約款が用いられることが広く一般に認知されている事例が存在することをふまえれば、約款を用いることに対する当事者間の合意についても、必ずしも明示的である必要はないものと考えます。
- 約款の定義を「契約内容を画一的に定めることを目的として使用するもの」に限定する場合、約款の内容を認識する機会について、一律に厳格な開示を求めることは、多くの相手方と約款使用者にとって、得られる便益が小さい反面、手続きの煩雑さが増す状況を生むおそれがあると考えます。
- 損害保険契約の大半は毎年更新を迎える1年契約ですが、更新のタイミングで改めてすべての契約条項に目を通すことを望む契約者は多くありません。現在は、特段の求めがない限り、契約締結後に契約者へ約款を送付しています。
- なお、本年6月7日に取りまとめられた金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書では、“保険募集について(1)顧客の意向を把握し、顧客のニーズに合った保険商品を勧め、顧客の意向にあった保険商品であることを確認した上で契約を締結する義務、(2)顧客に提示する保険商品に関する情報提供義務を導入することが適当”との方向性が示されています。

<意見②>

- 「合理的な行動」「約款の内容を知ることができる機会」については、平均的な相手方（消費者）の合理的な行動を基準に認定がなされるべきであると考えます。

<理由②>

- 約款が大量の定型的取引を迅速かつ効率的に行うことを目的とした仕組みであることをふまえれば、約款使用者が組入要件を充足するか否かの判定を明確かつ容易に行える規律とする必要があるものと考えます。

第30 約款 3 不意打ち条項

<意見>

- 不意打ち条項に関する明文規定を設けることについては、その必要性を含めて慎重に検討すべきであると考えます。

<理由>

- 不意打ち条項に該当するか否かなどの判断に難しさをともなうことから、条項の説明に関する情報量が過大となるおそれがあります。
- 損害保険契約で用いられる約款は、所管官庁の認可を受けることが法令上義務付けられています。

第30 約款 5 不当条項規制

<意見>

「このような規定を設けない」という（注）の考え方を支持します。

<理由>

- 不当条項に該当するか否かなどの判断に難しさをともなうことから、当事者が必要以上の取引コストをかけてこれらの不確実性を排除しようとするおそれがあります。
- 損害保険契約で用いられる約款は、所管官庁の認可を受けることが法令上義務付けられています。

以上